

「ひとりでも多くの青少年にスカウト活動を」

顕彰バッジ「友情バッジ」授与について

平成11年11月の中央審議会において、組織拡充顕彰バッジの授与について総務委員会より提案され、以下のように実施します。

1. 趣 旨

21世紀を担う人材を育成する使命をもつスカウト活動に、ひとりでも多くの青少年を迎え入れようという視点から、平成11年度の重点目標は「ひとりでも多くの青少年にスカウト活動を」を掲げて関係するすべての方々が取り組むことになりました。

この度の提案は、この趣旨に則りスカウト及び指導者が友人知人等をボーイスカウト活動に参加させる活動を奨励し、貢献したスカウトに顕彰バッジである「友情バッジ」を贈るというものです。

なお、本制度の推進は県連盟組織・拡張委員会にお願いすることになりますが、すでに県連盟において同様趣旨の制度を実施している場合は、県連盟における制度の実施・推進を奨励するもので、本制度を強制するものではありません。

2. 顕彰バッジ授与対象者

スカウト（指導者は顕彰バッジ授与対象者としない。）

顕彰バッジの種別

銅色友情バッジ 1名以上のスカウトを入隊させた者

銀色友情バッジ 3名以上のスカウトを入隊させた者

金色友情バッジ 5名以上のスカウトを入隊させた者

【銀色及び金色友情バッジは、すでに授与済みバッジの対象人数を通算して当該バッジを授与することができる】

3. 申 請

隊長が所定の申請書に記入し団委員長に申請。

団委員長は申請書に基づいて承認した申請書の（写し）を地区（組織・拡張委員会）

に提出。

4. バッジの授与

バッジは団委員長が伝達。

(なおバッジは団で購入する。支給ではありません)

5. バッジの着用

バッジは、制服または私服に着用。着用部位は、制服の場合は左胸ポケットの上に年功章の内側に着用。

6. 着用期間

スカウトである間は着用することができる。